

令和 4 年

第 5 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 4 年 5 月 9 日

前橋市農業委員会

令和4年 第5回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和4年5月9日午後2時07分
- ・閉会日時 令和4年5月9日午後3時12分
- ・開催場所 市庁舎11階北会議室

・出席委員（24人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	8番 横室 辰雄
9番 関 けい子	10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文
13番 矢端 晴美	14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸
17番 小堀 清	18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美
21番 深町 富士雄	22番 須田 一男	23番 石村 利夫	24番 江原 弘

・事務局出席者

事務局長 藤井 義嗣	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 深澤 直純
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 福田 邦夫	主任 殿岡 正敏
主任 寺田 恵美	専門員 齋藤 孝朗	嘱託員 古市 直子	

・付議事件

- | | |
|------------|-----------------------------------|
| (1) 議案第26号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| (2) 議案第27号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（4条） |
| (3) 議案第28号 | 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条） |
| (4) 議案第29号 | 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条） |
| (5) 議案第30号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| (6) 議案第31号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| (7) 議案第32号 | 競売農地の買受適格証明願い 耕作目的について |
| (8) 議案第33号 | 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について |

・協議事項

- (1) 農用地利用配分計画（案）に係る意見聴取について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (5) 農地転用等の意見聴取の結果について

藤井局長	それでは、定刻を過ぎておりますが、本日の総会出席者、全員の方、お見えでございますので、これから令和4年第5回農業委員会総会を開催いたします。 開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
深町会長 藤井局長	◇（挨拶） 続きまして、本日の出席状況についてご報告させていただきます。本日は、在任委員24人中全員の出席でございます。よりまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 ここからは、会議規則第5条の規定により、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、よろしくお願いいたします。また、本総会是一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時、受付させていただきますので、ご了承ください。それでは、深町会長、議事、進行、よろしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和4年第5回農業委員会総会を開催させていただきます。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名させていただきます。9番 関 けい子委員、10番 伊能 良雄委員にお願いいたします。 これから、議事に入りますけれども、その前に事務局から農地法等の変更で補足があります。よろしくお願いいたします。
深澤係長	年度替わりの農地法の改正により、申請書の様式が一部変わりました。第4条、第5条の申請書の中で記載内容の簡素化が図られまして、「職業」「利用状況」「対価、賃料等の額（10a当たりの額）」を記入する欄がなくなりました。そのことに伴いまして、議案書の職業については、今までの様式を使っている場合には、職業欄を書いて申請をいただくのですが、新しい様式を使う際には職業欄がありません。よって、この欄が空欄になっていますが、その点、ご了承いただければ、と思います。以上です。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、最初に議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から26番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
寺田主任	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、備考を朗読、説明） 以上、整理番号1番から25番の申請については、農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しないため、全ての許可条件を満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。また、26番の申請については保留の審議をお願いいたします。以上です。
議 長	なお、整理番号1番から3番、10番から12番、19番、23番から25番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
11番委員 （2班班長）	整理番号1番から3番。現地・面接調査案内図1ページから28ページです。3条、使用貸借、新規就農です。申請地は富士見町小沢、富士見町小暮地内の農用地区域内の農地です。3筆で5,764㎡です。申請理由は、現在、露地野菜の農業経営を行っていますが、申請により、田と畑を使用貸借し、コメと露地野菜の作付けし、農業経営の規模拡大を図りたいとのことでした。面接には本人が出席しました。現在、ネギ、ブロッコリーなどを、本人と妻と二人三脚で農業を行っています。ネギなどは連作障害が出ることから、新たに農地を使用貸借し、規模を拡大していく予定です。また、ネギの苗などはJAから購入していますが、今後、自分で育成し、JAを中心に販売を計画しています。今後、ネギ苗を育てるためのハウスを建て、露地野菜ではネギ、ブロッコリー、ゴーヤなどを栽培し、農業経営をしていきたいとのことでした。調査班としては、15年間の農業の経験があり、農業経営の基礎ができており、経営の拡大が図れ、安定した農業を行うことができるため、許可相当と判断いたしました。 続きまして、整理番号10番から12番。 現地・面接調査案内図29ページから58ページです。3条、使用貸借、新規就農です。申請地は小屋原町の3筆で、合計4,635㎡になります。小屋原町地内の農用地区域内の農地です。面接には本人が出席しました。申請理由で

すが、昨年より野菜、野菜の加工品販売、畑の体験教室の農業経営を行っており、申請した農地を借りて、ビーツ、リーキなどの作付けを増やし、農業経営の規模拡大を図りたいとのことでした。販売については、ナスは主にJAに出荷、ビーツを含む西洋野菜はネット販売、レストラン向けに販売する予定とのことでした。農業教育及び研修は、群馬県立農林大学校のぐんま農業実践学校で、野菜基礎技術課程の秋冬野菜平日コースを修了しています。また、就農計画もしっかりしています。調査班としては、野菜栽培の基礎、技術、インターネットでの販売方法など工夫していることなど、この先、安定した農業経営ができることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号19番。現地・面接調査案内図59ページから78ページです。3条、賃貸借、新規参入です。申請地は茂木町地内の農用地区域内の農地で、合計8,060㎡です。申請理由は食料自給率の向上、地域ブランド品の維持に向けて新規就農を計画しており、申請により農地を賃貸借し、サツマイモ、ネギの作付けを開始し、農業法人の基盤をつくりたいとのこと。面接には代理人が出席しました。申請法人は新規参入の農業法人であり、親会社はIT分野での会社ですが、農業の担い手不足、また食料自給率の向上を果たしたく申請したとのこと。就農時期は令和4年5月からで、農業に興味を持つ4人が農業従事する予定だそうです。申請地を選んだ理由ですが、10年くらい前から遊休農地であったためとのこと。遊休農地を利用し、前橋市のブランド「赤城の恵」であるサツマイモの黄金千貫を約40a、ネギ40aの栽培を予定しているとのこと。現地調査の際にサツマイモの苗をつくる作業中で、耕作地はきれいに管理されていました。今後の計画としては、ナシも導入したいとのことでした。調査班としては、手入れも行き届いている農地、農業経営の構想もしっかりしていますので、許可相当と判断します。

整理番号23番から25番。現地・面接調査案内図79ページから103ページです。3条、賃貸借、新規就農です。申請地は端気町、五代町地内の農用地区域内の農地です。5筆で7,356㎡です。申請理由は牧草を馬に与えていますが、飼料の高騰、入手が困難になってきたことから、申請地を借りて、牧草を栽培したいとのこと。面接には本人が出席しました。申請地ではイタリアンを栽培し、青刈りと乾燥をつくる計画とのこと。農機具はトラクター2台、アタッチメントとしてロールベアラー、攪拌機、ライムソワールを持ち、サイレーン作りもする予定です。大学時代に農家でアルバイトをした経験もあります。この件について、現地は農地利用され、良好に管理されています。本人も意欲があり、調査班としては許可相当と判断します。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

6番委員 はい、6番。整理番号17番です。申請の理由が「後継者への権利の再設定」となっていますが、この権利を受ける方は、他に土地は使用貸借で借りているところ、あるいは自分で所有している土地というのはあるのでしょうか。もし分かれば、教えていただきたいです。

寺田主任 こちらのほうは他にも土地をお持ちで、やはり使用貸借でお母さんから借りているかたちです。農業者年金の関係もありまして、今回、この農地を再設定しています。

6番委員 そうすると、期限が違う土地があるということですか。

寺田主任 ここに関しては、別の会社が一時転用をしていて、そこを返すようなかたちで、もう1回申請を改めて出しています。

議 長 6番委員、よろしいですか。

6番委員 はい、結構です。

議 長 その他の方、いかがでしょうか。

13番委員 13番です。整理番号23番、24番、25番の申請で、仕事は酪農とイチゴで、この牧草というのは馬のための牧草ですか。馬はどのような仕事と結びついているのか、教えてください。

深澤係長 この方については、実際には申請地の南側で馬を飼っています。職業欄のインストラクターというのは、馬のためのインストラクターです。その馬にあげるための牧草をつくるという申

	請内容です。 1 3 番委員 酪農、イチゴというのは、特にそれとは関係ないのでしょうか。83ページの農作業経験等の状況の欄に「農作業に30年（酪農、イチゴ、草地など）」と書いてあります。 深澤係長 2人のうち1人の方が、酪農、イチゴ栽培を経験したことがあるということです。この申請人本人は直接、そういったものをやっているわけではありません。一緒にやっている方がそのような経験があるということです。 1 3 番委員 分かりました。ありがとうございます。 2 0 番委員 20番です。整理番号10番、11番、12番の新規就農の方は、頑張っていらっしゃいます。最近、ビーツなどの西洋野菜を栽培する方が増えてきたのですが、高山村などはビーツで、かなり新規就農で入っています。直売所でも群馬のビーツと言ったら、高山村というような産地化もしています。いよいよ前橋もビーツを栽培する方が出てきたのだな、と思ったのですが、その中で、昨年より開始した6次産業のビーツの加工品の販売が順調な売れ行きということで、ネット販売もしているとのことですが、ビーツの加工品というのは、どのようなものなのか教えていただけますか。よろしくお願いします。 寺田主任 ご本人が面接でおっしゃっていたのですが、マリネ、漬物、野菜をセット販売しているとのことでした。 2 0 番委員 野菜はネット販売しているということですね。 寺田主任 ネット販売が主だそうです。それから、ドレッシング、ディップです。 2 0 番委員 そのようなものを手掛けているのですね。分かりました。ありがとうございます。 議 長 その他、いかがでしょうか。 1 9 番委員 はい、19番。整理番号1番から3番の件です。新たに5,700㎡近く借りて、一生懸命、農業をするのは良いのですが、ここに本人と奥さんの従事日数が330日と書いてありますが、実際、従事しているのでしょうか。従事日数が330日だと、1か月の休みがありませんのですが、一生懸命やるのは良いのですが、本当の日数なのか、真意を聞きたいです。 寺田主任 自己申告で、330日を書いていただいていますので、本当にやっているのかどうかの裏付けはありません。 1 9 番委員 面接のときに聞けたのではないですか。 寺田主任 従事日数については、特にお話は聞いていません。 2 0 番委員 すみません、20番です。私の地元の新規就農の方で、今回、申請をした方が良いよ、ということで私が勧めました。以前から、かなり面積をつくっていらっしゃいます。両親がお寿司屋さんをやっていたのですが、そのお寿司屋さんが下火になった頃から、娘さんが中心になって農業を始めました。一生懸命やっていたので、是非、新規就農者で農業委員会の方に申請してください、というお話を勧めたのですが、ご両親が、まだまداولちは未熟でだめです、ということで、その時は応じてもらえませんでした。私が見た限り、あちこち借りて、ご夫婦で一生懸命やっています。 1 9 番委員 旦那さんは330日やっていたとしても、奥さんも一緒ですか。 2 0 番委員 奥さんもやっています。一生懸命、農業に取り組んでいるので、絶対、もったいないから、新規就農者で市の方に登録してください、とお願いしました。このように申請していただいたので、私たちもありがたいなと思っています。ただ、農業委員会を通した貸し借りをしていなかったもので、正式なところを通して、将来は認定農業者なども取ってください、ということで、ご夫婦で頑張っています。補足です。 1 5 番委員 15番です。話が違ってしまいましたが、新規就農というのは、将来的には補助金、補助などいろいろなものを受ける条件があると思いますが、年齢的な制限はありますか。近所の方も、関西の方に行っている息子さんが帰ってくる、という話をしていました。年齢的な話を聞きたいと思うのですが。 齊藤専門員 新規就農の関係ですが、前橋市では新規就農の奨励金を交付する対象者は、55歳までです。国の補助等で、農政課の方で認定新規を受ける場合については、45歳までで、年齢が違います。
--	---

議 長	他はどうですか。なければ採決に入りますが、よろしいですか。それでは、ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号２６番を保留とし、整理番号１番から２５番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２６号 農地法第３条の規定による許可申請については、整理番号２６番を保留とし、整理番号１番から２５番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第２７号 農地法の規定による許可後の計画変更申請４条許可について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
望月副主幹 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、申請理由等を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をさせていただきます。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２７号 農地法の規定による許可後の計画変更申請４条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第２８号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹 議長	◇（議案書・順次、整理番号、内容等、契約内容等を朗読、説明） 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２８号 農地法の規定による許可後の計画変更申請５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定いたします。 次に、議案第２９号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹 議 長	◇（議案書・順次、整理番号、満了日、延長期限、転用目的等を朗読、説明） 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号１番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第２９号 農地一時転用許可期限延長願い５条許可については、整理番号１番を承認とすることに決定します。 次に、議案第３０号 農地法第４条の規定による許可申請について、整理番号１番から３番の審議に入りますが、整理番号１番については、申請関係者に議席番号１０番委員が該当しますので、１０番委員の退室をお願いいたします。 （※１０番委員、退室）
議 長 望月副主幹	それでは、整理番号１番について、事務局の説明をお願いします。 ◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号１番については、農地法第４条第６項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号 1 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 1 番を許可とすることに決定いたします。 それでは、議席番号 1 0 番委員の入室を許可いたします。 （※ 1 0 番委員、入室）
議 長	次に、議案第 3 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、整理番号 2 番から 3 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
望月副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号 2 番、3 番の申請については、農地法第 4 条第 6 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号 2 番から 3 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成でありますので、議案第 3 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請については、整理番号 2 番から 3 番を許可とすることに決定いたします。 次に、議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 5 2 番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。
佐藤副主幹	◇（議案書・順次、整理番号、契約内容、転用目的、備考等を朗読、説明） 以上、整理番号 1 番から 1 1 番、1 3 番から 3 7 番、3 9 番から 5 2 番の申請については、農地法第 5 条第 2 項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。なお、1 2 番、3 8 番においては保留での審議をお願いいたします。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	なお、整理番号 2 1 番、3 3 番につきましては、現地・面接調査、を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いいたします。
1 1 番委員 （2 班班長）	整理番号 2 1 番。現地・面接調査案内図 1 0 4 ページから 1 1 0 ページです。5 条による売買。ヒナ用コンテナの洗浄、保管、入出荷施設です。申請地は総社町総社の 2 筆で 4, 8 3 9 m²になります。前橋市立元総社北小学校から北北西約 3 5 0 m にある農用地区域内の農地です。申請理由ですが、グループ会社である A 社に近接する申請地に農業用施設であるヒナ用コンテナを洗浄、保管、入出荷する施設の建設を計画したためとのことです。面接には代理人が出席しました。申請法人は平成 1 6 年に B グループに参入し、ヒナの配送を行っています。その際、コンテナを洗浄、保管、入出荷施設が必要になり、以前の場所は返すことになり、新しく造る予定とのことです。申請地は西側に傾斜していますが、東側が高いため、整地をすることで、平らになるそうです。利用計画ですが、建物はコンテナ洗浄・保管棟を建て、敷地内はトラックの搬入を一方通行にするそうです。また、排水は分離槽と合併処理浄化槽にします。周りにはフェンスをつくる予定です。整地した西側は土留めをすると聞いています。調査班としては、家畜の病気の伝染病の払拭をはかり、従業員、また環境に配慮した施設利用として許可相当と判断いたします。 続きまして、整理番号 3 3 番。現地・面接調査案内図 1 1 1 ページから 1 1 7 ページです。5 条、売買、露天資材置場、露天駐車場です。申請地は飯土井町の 2 筆で合計 3, 0 4 6 m²で

す。申請地は、国道１７号線上武国道路飯土井町交差点から南に約１１０ｍ、西側には畑、北側には雑種地と畑、南側には畑、東側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第２種農地です。申請法人は申請地の北約５０ｍに本社、資材置場があり、廃棄金属、中古品の買付けをし、選別後にリサイクル資材として販売しています。事業が好調で、受け入れ場所が狭く困っているので、申請地を転用して敷地不足を解消したいとのことでした。申請地には砕石及び鉄板を敷き、東に傾斜しているので、土留めをするとのことでした。雨水は地下浸透、周囲には高さ約２．５ｍのフェンスを設置する予定で、外灯、照明は設置しないとのことでした。申請地の中に車両も停めるとのことでした。調査班としては、露天資材置場、露天駐車場の増設により、交通の緩和、事故防止になることから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長 以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

１９番委員 はい、１９番です。整理番号２１番の計画書の中に、金額の単位が違っているのではないかとこのものが見えました。現地・面接調査案内図１０５ページです。必要経費内訳の右側の部分の単位が「万」が付くと思うのですが、事務局いかがでしょうか。

佐藤副主幹 この資料を印刷した後に差替えがありまして、新たに「万」の入ったものが提出されました。申し訳ありません。

議 長 その他、ございますか。なければ採決をいたしますけれども、よろしいですか。それでは、採決をいたします。整理番号１２番、３８番を保留とし、整理番号１番から１１番、１３番から３７番、３９番から５２番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 賛成多数でありますので、整理番号１２番、３８番を保留とし、整理番号１番から１１番、１３番から３７番、３９番から５２番を許可とすることに決定いたします。

なお、３，０００㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お願いします。

次に、議案第３２号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号１番の審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

寺田主任 ◇（議案書・順次、番号、公売実施機関、公売期日等を朗読、説明）

以上、１番の申請については、農地法第３条第２項の不許可の条件に該当しないため、許可条件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見、質問等なし）

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。整理番号１番を適格とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長 全員賛成でありますので、議案第３２号 公売農地の買受適格証明願い 耕作目的について、整理番号１番を適格とすることに決定いたします。

なお、当該願い出人が最高価格競落人となり、許可申請書が提出された場合には、本証明願いの内容と事情が異なると会長が認めた場合を除き、許可して差し支えない旨の付帯決議事項を付けさせていただきます。

続いて、議案第３３号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

齋藤専門員 ◇（別途資料の朗読、説明）

議 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

◇（意見・質問等なし）

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。議案第 33 号について、原案を決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 ◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第 33 号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

 次に、協議事項 (1) 農用地利用配分計画 (案) に係る意見聴取について、協議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

殿岡主任

議 長 ◇ (議案書の朗読、説明)

 以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

 ◇ (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので、採決をしたいと思います。農用地利用配分計画 (案) に係る意見聴取について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

 ◇ (挙 手)

議 長 全員賛成でありますので、協議事項 (1) 農用地利用配分計画 (案) に係る意見聴取については、原案を承認することに決定いたします。

 次に、33 ページ以降の報告事項ですが、報告事項 (1) から (4) までの内容は、

(1) 法第 4 条の届出書の受理状況	4 件
(2) 法第 5 条の届出書の受理状況	24 件
(3) 法第 18 条第 6 項の規定による通知書の交付状況	27 件
(4) 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認件数	3 件

 報告事項 (5) は、4 月総会において許可した、法第 4 条の農地転用 2 件、5 条の農地転用 3 件、合計 5 件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

 以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会とさせていただきます。

(閉会午後 3 時 12 分)